

議案第４３号

上越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

上越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和２年２月２８日提出

上越市長 村 山 秀 幸

上越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年上越市条例第７１号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市の長」を、「修了したもの」の次に「（放課後児童健全育成事業者に採用された日から２年を経過していない者にあつては、同日から２年を経過する日までの間に修了することを予定している者を含む。）」を加える。

附則第２項中「から平成３２年３月３１日」を「から令和４年３月３１日」に、「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成３２年３月３１日までに修了することを予定している者を含む。）」を「、同日から２年を経過する日までの間」とあるのは、「同日から２年を経過する日までの間に修了することを予定している者、放課後児童健全育成事業者に採用された日から２年を経過した者にあつては令和４年３月３１日まで」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第１０条第３項の改正規定（「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市の長」を加える部分に限る。） 公布の日
- (2) 前号に掲げる改正規定以外の改正規定 令和２年４月１日